

2026 年度 電力・エネルギー政策パッケージ

2026 年 3 月

愛知県



愛知県の電力・エネルギー政策は、SDGsの目標 7、9、11、12、13、15 に資する取組です。

目 次

I 趣旨	-----	1
II 基本的な視点	-----	2
III 中長期的に目指す姿と取組方向	-----	2
IV 2026年度の主な施策	-----	3
柱1：徹底した省エネルギーの社会づくり	-----	3
1 スマート・ユースを实践するライフスタイルへの転換	-----	5
2 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすい まちづくり	-----	7
3 産業の競争力を高める省エネ対策の促進	-----	10
柱2：再生可能エネルギーの導入拡大等による多様なエネルギーづくり	-----	15
1 太陽光の活用	-----	17
2 小水力の活用	-----	19
3 バイオマスの活用	-----	20
4 その他のエネルギー源の活用	-----	21
柱3：エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進	-----	24
1 エネルギー対策の総合的な推進	-----	26
2 エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等	-----	28
3 ゼロエミッション自動車の普及促進	-----	41

I 趣旨

- 2011年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機として、大規模・集中型エネルギーシステムが有する脆弱性が明らかとなった。このため、エネルギー供給源の多様化、省エネルギーの推進、地域分散型エネルギーシステムの確保など、地域レベルのエネルギー施策について、地方自治体が積極的に関与することが求められるようになった。
- 愛知県においては、2020年に策定した「あいちビジョン2030」及び2021年に策定した「第5次愛知県環境基本計画」において、脱炭素社会を見据えた課題やエネルギー政策の方向性を示してきた。さらに、2022年には、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を策定し、2030年度までに県内で導入される再生可能エネルギー発電容量を2021年度比で1.7倍(335万kWから580万kW)に増加させるなどの目標を掲げた。
- 一方で、エネルギーの大半を輸入に依存する我が国においては、ロシアによるウクライナ侵略や、中東地域等における地政学的リスクの高まりにより、安定的なエネルギー供給体制が脅かされている。また、国内においては、AI等の進展に伴うデータセンターや半導体工場の新増設などが進む中、国内の電力需要が増加する可能性が指摘されている。
- こうした中、国においては、2023年に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定するとともに、「GX推進法」及び「GX脱炭素電源法」が成立するなど、脱炭素、エネルギーの安定供給、経済成長を同時に実現するための政策を推進してきた。
- さらに2025年には、国際情勢の緊迫化、DXの進展、電化による電力需要の増加など、将来の見通しに対する不確実性が高まる中で、「GX2040ビジョン」を策定し、GXに向けた長期的な方向性を示した。また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、温室効果ガス排出量について、「2013年度比で2030年度46%削減、2035年度60%削減、2040年度73%削減、2050年ネット・ゼロの実現」を目標として掲げ、排出削減を進める方針を定めている。加えて、「第7次エネルギー基本計画」では、同目標と整合を図りつつ、「GX2040ビジョン」及び「地球温暖化対策計画」と一体的に、安定供給を大前提としたエネルギー転換を推進する方向性が示されている。
- このような状況を踏まえ、本県においても、技術革新等によりエネルギー使用効率の向上を図るとともに、持続可能性に優れた地産地消型のエネルギーとして、地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要がある。
- そこで、本県の現状や地域特性に応じた取組を総合的に推進するため、この「電力・エネルギー政策パッケージ」を作成する。

Ⅱ 基本的な視点

- 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故を踏まえ、リスク対応も含めて、エネルギーの「安全・安心」が確保されること。
- エネルギー自給率の向上や、脱炭素社会の実現といった課題に対応し、エネルギーが「安定」的かつ、「環境」に適合して、確保されること。
- 「経済性」を満たすエネルギーが確保されるとともに、エネルギー分野への取組が産業や経済の「成長」につながり、「進化する愛知」の実現に貢献すること。
- SDGs 達成に貢献すること。

Ⅲ 中長期的に目指す姿と取組方向

中長期的に目指す姿

経済と環境の好循環をつくり出し、日本一の産業と県民の豊かな暮らしを支える安全で安定したエネルギー社会

取組方向



目指す姿の実現に向け、需要面、供給面、横断的な側面において、以下の中長期的な取組方向を踏まえ、今後の取組を進めていくことで、SDGs 達成にも貢献する。

需要面

柱1：徹底した省エネルギーの社会づくり

供給面

柱2：再生可能エネルギーの導入拡大等による多様なエネルギーづくり

横断的な取組

柱3：エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進

IV 2026年度の主な施策

柱1 (需要面)	徹底した省エネルギーの社会づくり
-------------	------------------

- エネルギーの最適利用や高効率な設備・機器の導入促進など、あらゆる場面における徹底した省エネルギーを推進する。

柱1 目次

1 スマート・ユースを实践するライフスタイルへの転換

(県庁内の省エネ対策)

- ・県庁における省エネ対策の実施----- 5

(県民、事業者への普及啓発)

- ・地球温暖化防止・省エネ行動の実践に向けた普及啓発----- 6

2 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすいまちづくり

(建築物の省エネ)

- ・住宅用地球温暖化対策設備（HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備（V2H）、太陽熱利用システム、ZEH）設置に対する市町村との協調補助----- 7

(先進環境対応自動車の普及)

- ・先進環境対応自動車の導入を行う中小企業者、旅客・貨物運送事業者等に対する補助----- 9

3 産業の競争力を高める省エネ対策の促進

(事業者の省エネ)

- ・中小企業の SBT 認定取得の支援----- 10
- ・「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営の支援----- 11
- ・温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に係る「地球温暖化対策計画書制度」の運用----- 12
- ・省エネルギー設備等の導入補助----- 13

(農林水産業の省エネ)

- ・施設園芸のエネルギー転換に対する補助----- 14

1 スマート・ユース¹を実践するライフスタイルへの転換

- 県庁における率先的な省エネ対策の実施や、地球温暖化防止・省エネ行動の実践に向けた普及啓発などに引き続き取り組んでいく。

県庁内の省エネ対策

● 県庁における省エネ対策の実施	環境局 他
------------------	-------

取組内容

- ・「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づき、始業前・一斉定時退庁日の定時以降の原則消灯・空調機ストップ、昼休みの原則消灯や、庁舎等の空調の適温化の徹底など、県庁における率先的な省エネ対策を実施。

経緯

- ・1998年3月に「愛知県庁の環境保全のための行動計画」を策定。
- ・地球温暖化対策をめぐる国内外の動きなどに対応し、目標や具体的取組項目を見直すなど、これまで11回の改定を実施（直近では2024年10月）。

¹ 省エネにつながる家電やサービスを選択するなど、エネルギーを賢く使うこと。

県民、事業者への普及啓発

● 地球温暖化防止・省エネ行動の実践に向けた普及啓発【拡充】 環境局

取組内容 ・県民の意識改革と脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す「あいち COOL CHOICE」県民運動を市町村等と一体となって推進。

事業概要 ・省エネ家電への買換え促進、市町村等のイベントにおいて県民の具体的な省エネ・温室効果ガス削減行動を呼び掛けるブース出展、小学生等を対象とした出前講座「ストップ温暖化教室」の開催等。

経緯

- ・2007年度から、「あいちエコチャレンジ 21」県民運動を展開（～2017年度まで）。
- ・2007年度から、出前授業「ストップ温暖化教室」を実施。
- ・2018年度から、「あいち COOL CHOICE」県民運動を展開。
- ・2019年度は、県民一人一人が「あいち COOL CHOICE」の取組内容を促進するための「家庭のCO₂排出量『見える化』動画」を作成。また、市町村が広報等で自由に使用できる、取組内容や削減効果を掲載したイラスト集を作成。
- ・2020年度から、県内の小学生とその家族が夏休みにチェックシートを利用して省エネなどの環境配慮行動の実践に取り組む「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」を実施。
- ・名古屋グランパスとの気候変動に対する取組に関する連携協定を締結（2026年1月）。
- ・2026年度から、気候変動に関する県民向けの普及啓発等において、名古屋グランパスと連携事業を実施。



あいち COOL CHOICE ロゴ



「ストップ温暖化教室」



イベントでの啓発



名古屋グランパスとの連携協定締結式

2 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすいまちづくり

- 住宅用地球温暖化対策設備の設置に対する市町村との協調補助や、先進環境対応自動車の導入を行う事業者に対する補助などに引き続き取り組んでいく。

建築物の省エネ

● 住宅用地球温暖化対策設備（HEMS ² 、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備（V2H ³ ）、太陽熱利用システム、ZEH ⁴ ）設置に対する市町村との協調補助【拡充】	環境局
---	-----

取組内容 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助を実施する市町村に対して、その経費を一部補助し、HEMS等の更なる普及を促進。

制度概要

- ・HEMS
補助率 1/4 以内又は補助単価 2,500 円/基の低い方の額
- ・燃料電池
補助率 1/4 以内又は補助単価 25,000 円/基の低い方の額
- ・蓄電池
補助率 1/4 以内（市町村補助額が 15 万円以上の場合は 1/2 以内）又は補助単価 200,000 円/基の低い方の額
- ・電気自動車等充給電設備
補助率 1/4 以内又は補助単価 12,500 円/基の低い方の額
- ・太陽熱利用システム
（自然循環型）
補助率 1/4 以内又は補助単価 4,000 円/基の低い方の額
（強制循環型）
補助率 1/4 以内又は補助単価 12,000 円/基の低い方の額
- ・太陽光発電施設（必須）、HEMS（必須）に加え、蓄電池、V2H、断熱窓改修のうちいずれか一つの設備導入
【太陽光発電施設、HEMS、蓄電池】
補助率 1/4 以内（蓄電池の市町村補助額が 15 万円以上の場合、蓄電池は 1/2 以内）又は（戸建）215,700 円（集合）235,500 円の低い方の額

² Home Energy Management System の略。家電や電気設備とつないで電気やガスなどの使用量をモニター画面で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」する家庭用エネルギー需給管理システム。

³ Vehicle to Home の略。電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの二次電池（バッテリー）に蓄積した電気エネルギーを家庭用電力として利用するシステム。

⁴ Net Zero Energy House の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

【太陽光発電施設、HEMS、V2H】

補助率 1/4 以内又は（戸建）28,200 円（集合）48,000 円の低い方の額

【太陽光発電施設、HEMS、断熱窓改修】

補助率 1/4 以内又は（戸建）30,700 円の低い方の額

- 太陽光発電施設、HEMS と高性能外皮等を組み合わせた ZEH

【太陽光発電施設、HEMS、高性能外皮等】

[ZEH] 補助率 1/4 以内又は（戸建）40,700 円の低い方の額

[GX ZEH⁵水準] 補助率 1/4 以内又は（戸建）128,900 円の低い方の額

経緯

- 2003 年度に住宅用太陽光発電施設の設置に対する補助制度を創設。
- 2015 年度から、HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充電設備を補助対象に追加。
- 2016 年度から、集合住宅を補助対象に追加。
- 2018 年度から、太陽光発電施設（必須）、HEMS（必須）に加え、蓄電池、V2H のうちいずれか一つの設備導入を補助対象に追加。
- 2019 年度から、新築の戸建住宅に対して、太陽光発電施設、HEMS と高性能外皮等を組み合わせた ZEH を補助対象に追加。また、既存の戸建住宅に対して、太陽光発電施設、HEMS、断熱窓の一体的な導入を補助対象に追加。
- 2022 年度から、太陽熱利用システム設備を補助対象に追加。
- 2024 年度に蓄電池の補助制度を拡充。
- 2026 年度に ZEH の補助制度を拡充。

データ

- 2025 年度は、県内 54 市町村と協調して補助を実施。
- 本県の住宅用太陽光発電施設の累積設置基数は 285,114 基（2025 年 6 月末時点）で、20 年連続で全国 1 位。

⁵ 2030 年に ZEH 基準の水準の省エネルギー性能が義務化される方針であること、2050 年のストック平均での ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けて、今後より高い省エネルギー性能を掲げることが期待されることから、経済産業省が ZEH の定義を見直し、2025 年 9 月に新たに設定した ZEH 基準。

「2050 年の目標達成を牽引する省エネ性能」、「自家消費拡大措置を通じた住戸単位でのエネルギー自給率の向上」、「再生可能エネルギー設備設置に係る条件の見直し」の観点から、断熱性能の引き上げや定置用蓄電池の導入を必須要件とするなどの変更が行われている。

先進環境対応自動車の普及

● 先進環境対応自動車の導入を行う中小企業者、旅客・貨物運送事業者等に対する補助	環境局
--	-----

取組内容 ・先進環境対応自動車の導入を行う中小企業者、旅客・貨物運送事業者等を対象とする補助。

制度概要

- ・補助対象車両
電気自動車トラック・バス・乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック・バス・乗用車、燃料電池自動車乗用車（自家用）、天然ガストラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バス。
対象外：車両本体価格（税抜）が1,000万円を超える電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車乗用車、給電機能の無い電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車乗用車
- ・補助対象事業者
中小企業者、旅客・貨物運送事業者等
1者当たり申請限度額5,000千円（電気自動車トラック（車両総重量2.5t超に限る。）・バス、プラグインハイブリッド自動車バスを導入する場合を除く。）
- ・補助率・補助上限額
車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3。
電気自動車トラック・乗用車のうち、電気自動車トラック（車両総重量2.5t超）は車両本体価格と通常車両価格との差額の2/9、3ナンバー車は、（一充電走行距離（km）-200）×2（千円/km）、3ナンバー車以外は、一充電走行距離（km）×1（千円/km）（上限400千円）。
プラグインハイブリッド自動車は、100千円（定額）。
燃料電池自動車乗用車は、1,000千円（定額）。

経緯

- ・2002年度に補助制度を創設（名称「低公害車導入促進費補助金」）。
- ・2014年度から燃料電池自動車乗用車を補助対象に追加。
- ・2019年度から電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス、燃料電池自動車バス、ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。2023年度をもって終了。）を補助対象に追加するとともに、名称を「先進環境対応自動車導入促進費補助金」に変更。
- ・2021年度から燃料電池自動車バス（自家用）について、大企業を補助対象者に追加。
- ・2024年度から燃料電池自動車トラックを補助対象車両に追加。
- ・2025年度から燃料電池自動車トラック、バスについて、メンテナンス費用を含むリース料を補助対象経費に追加、市町村等を補助対象者に追加。

3 産業の競争力を高める省エネ対策の促進

- 中小企業の脱炭素経営の支援や環境負荷低減設備等の導入に対する融資、地球温暖化対策計画書制度の運用、省エネルギー設備等の導入に対する補助などに引き続き取り組んでいく。

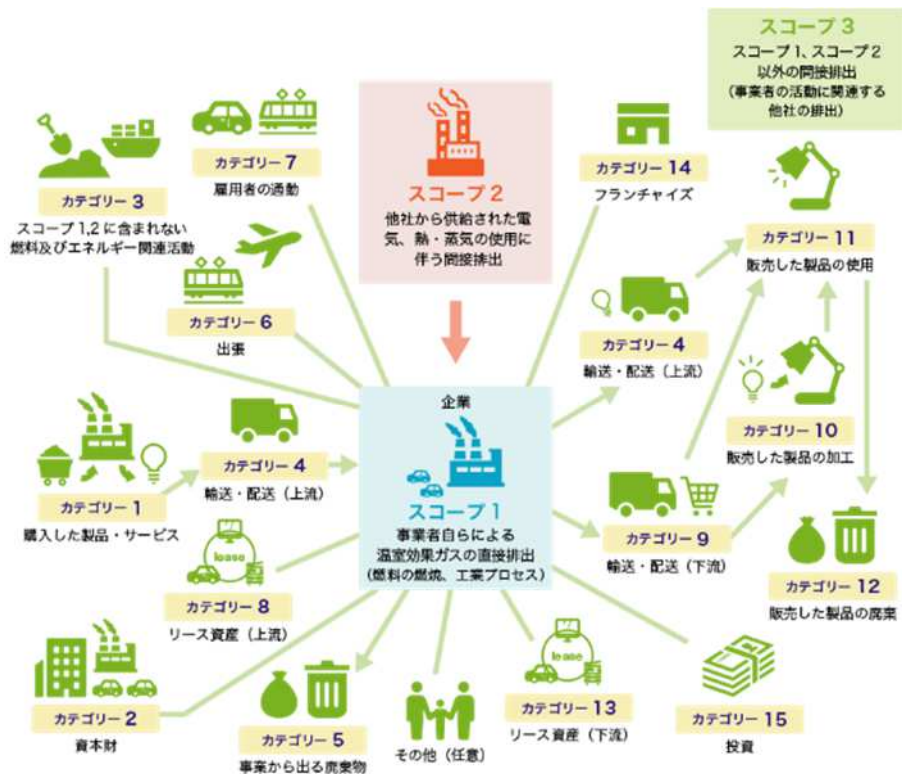
事業者の省エネ

● 中小企業の SBT ⁶ 認定取得の支援	環境局
----------------------------------	-----

取組内容 ・脱炭素経営に意欲のある県内の中小企業を公募し、アドバイザーを派遣して、温室効果ガス排出量の算定や SBT 認定基準に合致した目標設定など、中小企業における SBT 認定取得に向けた取組を支援。

事業概要 [支援対象] 県内の中小企業 5 社
 [支援内容] ① 温室効果ガス排出量の現状把握
 ② SBT 認定基準に合致した中長期の削減目標の設定、削減計画の策定

経緯 ・2023 年度に中小企業の SBT 認定取得支援を開始。



出典: 環境省・経済産業省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

⁶ Science Based Targets の略。SBT は、パリ協定が求める水準と整合した、5～10 年先を目標年として企業が設定する削減目標。CDP (英国で設立された環境 NGO) や WWF (世界自然保護基金) などの 4 つの機関が共同で、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていれば SBT 目標として認定する。SBT 認定には、事業者の直接排出 (Scope 1) 及び電気等の使用に伴う間接排出 (Scope 2) を対象とする「中小企業版」と、サプライチェーン全体の排出 (Scope 1～3) を対象とする「通常版」がある。

● 「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営の支援	環境局
---	-----

取組内容 ・ 中小企業等の脱炭素経営を支援するため、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」の参画機関である経済団体や金融機関等と連携して、伴走型の省エネ診断やワンストップ相談窓口の設置等を実施。

事業概要

- ・ 対象者
県内の中小事業者
- ・ 支援内容
 - ① 伴走型の省エネ診断
エネルギー管理士等の専門家による無料の省エネ診断を実施。応募は金融機関等と共同で行っていただき、金融機関等が省エネ診断後のフォローアップを実施。
 - ② ワンストップ相談窓口
支援メニューの紹介や温室効果ガス排出量の算定方法等、脱炭素経営に関する様々な問合せに対応する無料相談窓口を設置。
 - ③ 脱炭素経営体制構築コンサルティング
参加企業の支援ニーズ等を確認した上で、社内体制の構築や方針の策定、CO₂削減対策等に係るコンサルティング支援を実施。

経緯

- ・ 2023年11月に、本県が中心となって、経済団体や金融機関、国、市町など56機関による「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を設立。
- ・ 2023年度は、環境省の「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業⁷」として中小企業等への支援事業実施。

⁷ 地域ぐるみでの中小企業等に対する脱炭素経営の支援体制の構築と支援メニューの拡充を図り、先進的なモデル事業を創出するための事業。

● 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に係る「地球温暖化対策計画書制度」の運用	環境局
---	-----

取組内容 ・愛知県地球温暖化対策推進条例（平成 30 年愛知県条例第 45 号）に基づき、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に係る「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策実施状況書」の届出内容を確認し、評価・公表。また、必要に応じて助言を実施。

制度概要 ・温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に対して、温室効果ガスの排出抑制の措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び計画書に基づく措置に関する状況書（地球温暖化対策実施状況書）の作成及び県への提出を義務付け。

経 緯 ・2004 年 4 月、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）に基づき運用開始。
 ・2013 年度、対象事業者を拡大するとともに、温室効果ガスの排出の状況等を県が取りまとめて公表する措置を追加。
 ・2019 年 4 月から、愛知県地球温暖化対策推進条例（平成 30 年愛知県条例第 45 号）に基づき、評価・助言を盛り込んだ制度を運用。事業者の届出内容を評価するとともに、エネルギーを使用する現場等（工場、事業場）を訪問し、省エネ対策等の技術的助言を実施。
 ・2024 年 4 月から、再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標等を追加。

デ ー タ ・2025 年度に提出された地球温暖化対策実施状況書等を集計した結果、2024 年度における温室効果ガス総排出量は、33,449 千 t-CO₂であり、前年度実績と比較すると 3.9%減少。

取組内容 ・省エネルギー設備の導入や、建築物を ZEB⁸化する事業者に対し、導入経費の一部を補助。

制度概要

- ・対象設備
 - ①省エネルギー設備：高効率空調機器、高効率給湯機器、高効率照明機器、コージェネレーションシステム、高機能換気設備
 - ②ZEB：ZEB の構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等
- ・補助対象
 - 県内で事業活動を営む法人及び個人事業主
 - ※①については、中小企業等に限る
 - ※②については、新築建築物は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物は延べ面積 2,000 m²未満に限る
- ・補助率
 - ①補助対象経費の 1/3
 - ②『ZEB』：3/5（新築）、2/3（既存）
 - Nearly ZEB⁹：1/2（新築）、2/3（既存）
 - ZEB Ready¹⁰：1/3（新築、但し 2,000m²未満は対象外）
- ・補助対象経費
 - 設備費、工事費等
- ・補助限度額
 - ① 7,000 千円
 - ② 17,500 千円

経緯

- ・2022 年度に、原油価格等の高騰に直面する県内事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、カーボンニュートラルの実現に資する省エネ設備の導入等を支援。
- ・2023 年度から、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用。

⁸ Net Zero Energy Building の略。建築物におけるエネルギー消費量を、省エネ性能の向上による削減と再生可能エネルギーの活用等による創エネルギーで賄い、一次エネルギー（石油、石炭、天然ガスなどを利用したエネルギー）の消費量をゼロ又は概ねゼロとする建築物。

⁹ Nearly Net Zero Energy Building の略。建築物におけるエネルギー消費量を、省エネ性能の向上による削減と再生可能エネルギーの活用等による創エネルギーで賄い、一次エネルギー（石油、石炭、天然ガスなどを利用したエネルギー）の消費量を 75%以上 100%未満削減する建築物。

¹⁰ Zero Energy Building ready の略。建築物におけるエネルギー消費量を、省エネ性能の向上により、一次エネルギー（石油、石炭、天然ガスなどを利用したエネルギー）の消費量を 50%以上削減する建築物。

● 施設園芸のエネルギー転換に対する補助

農業水産局

取組内容

- ・省エネ化と経営の安定化を図るため、化石燃料を使用する加温設備を有する施設園芸産地を対象に、ヒートポンプ等の省エネ機器や内部設備のリース導入等を支援。

制度概要

- ・産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下のいずれかの成果目標を設定した場合、重油ボイラー等の加温機を有する農業用ハウス等へのヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という）及び循環扇等の内部設備のリース導入等を支援する。

【成果目標】

- ①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
- ②燃料使用量を15%以上低減

経緯

- ・施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラーであり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっていることから、2021年度、国が産地生産基盤パワーアップ事業において施設園芸エネルギー転換枠を創設。

データ

- ・2023年度にヒートポンプをリース導入
田原市（1事業主体（花き））
- ・2024年度にヒートポンプをリース導入
豊橋市（2事業主体（花き及び野菜））

柱2
(供給面)

再生可能エネルギーの導入拡大等による多様な
エネルギーづくり

- 地域の特性を生かし、太陽光、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを最大限に活用する。

柱2 目次

1 太陽光の活用

- 矢作川浄化センターにおける太陽光発電設備の設置 -----17
- 再生可能エネルギー発電等設備の導入補助 -----18

2 小水力の活用

- 農業水利施設を活用した小水力発電の推進 -----19

3 バイオマスの活用

- 衣浦西部浄化センター（共同1号炉）における下水汚泥のエネルギー利用 -----20

4 その他のエネルギー源の活用

- 洋上風力発電（浮体式実証）の県内実証海域における事業支援 -----21
- 災害時における電動車等の活用 -----23

1 太陽光の活用

- 本県は、年間の日照時間が長く、全国的に見ても恵まれた日照条件にあることを踏まえ、県有施設における太陽光発電設備の導入や、県内企業等への再生可能エネルギー発電等設備の導入補助などに引き続き取り組んでいく。

● 矢作川浄化センターにおける太陽光発電設備の設置	建設局
---------------------------	-----

取組内容 ・矢作川浄化センター（西尾市）において、初期費用ゼロで太陽光発電設備を設置できるPPA¹¹方式により設備を導入し、浄化センターの購入電力量を削減する。

事業概要 ・環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して、矢作川浄化センターに太陽光発電設備を設置予定。
・太陽光発電設備の規模は3,444kWであり、矢作川浄化センターの使用電力が少ない時間帯でも、発電した全量を自家消費できる。

経緯 ・2024年度事業着手。
・2027年度中から太陽光発電による電力の供給開始予定。

データ ・太陽光発電設備の規模は3,444kWであり、年間発電量は約556万kWhを見込んでおり、矢作川浄化センターの年間消費電力量の約1割を補うことができる。

¹¹ Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。発電事業者が、需要家の建物屋根（敷地内）に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電した電気を需要家に供給する仕組み。

取組内容

- ・自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備を導入する事業者に対し、導入経費の一部を補助。

制度概要

	2026 年度予算
補助対象者	県内で事業活動を営む法人及び個人事業主
補助対象設備	ア 再生可能エネルギー発電等設備 (太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、蓄電池、水素関連設備 等) イ 再生可能エネルギー熱利用設備 (太陽熱利用、地中熱利用)
補助対象経費	設計費、設備費、工事費
補助単価 補助率	太陽光発電：40 千円/kW 蓄電池：中小企業等 1/3、大企業 1/4 その他設備：中小企業等 2/3、大企業 1/2
補助限度額	中小企業等：10,000 千円 大企業：7,500 千円

経緯

- ・2022 年度に、原油価格等の高騰に直面する県内事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、カーボンニュートラルの実現に資する再生可能エネルギー設備の導入を支援。
- ・2023 年度から、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用。

2 小水力の活用

- 本県は、古くから木曾川、矢作川、豊川をはじめとする河川の水を利用した大規模な農業用水路が数多く整備され、基幹的農業水利施設の水路延長は全国第3位、農地面積に対する水路密度は全国第1位となっている特性を踏まえ、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や、技術的支援などに引き続き取り組んでいく。

● 農業水利施設を活用した小水力発電の推進

農林基盤局

取組内容

- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電（県営）を推進。

整備状況

- ・ 四谷地区（新城市）
発電出力 1kW、トイレ照明・浄化槽用、2013年5月運転開始
- ・ 敷島地区（豊田市）
発電出力 0.02kW、獣害防止電気柵用、2014年4月運転開始
- ・ 高里第1地区（新城市）
発電出力 0.02kW、獣害防止電気柵用、2014年5月運転開始
- ・ 稲橋地区（豊田市）
発電出力 0.6kW、公園照明等用、2016年5月運転開始
- ・ 羽布ダム地区（豊田市）
発電出力 880kW、売電用、2016年12月運転開始
- ・ 西尾地区（西尾市）
発電出力 18kW、売電用、2018年4月運転開始

経緯

- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電（県営）の6地区の整備が完了。



羽布ダム地区（豊田市）の状況

3 バイオマスの活用

- 流域下水道の下水処理施設において、下水汚泥が比較的大量かつ継続的に発生することを踏まえ、下水汚泥のエネルギー利用に引き続き取り組んでいく。
また、県内市町村の「バイオマス産業都市構想」を支援していく。

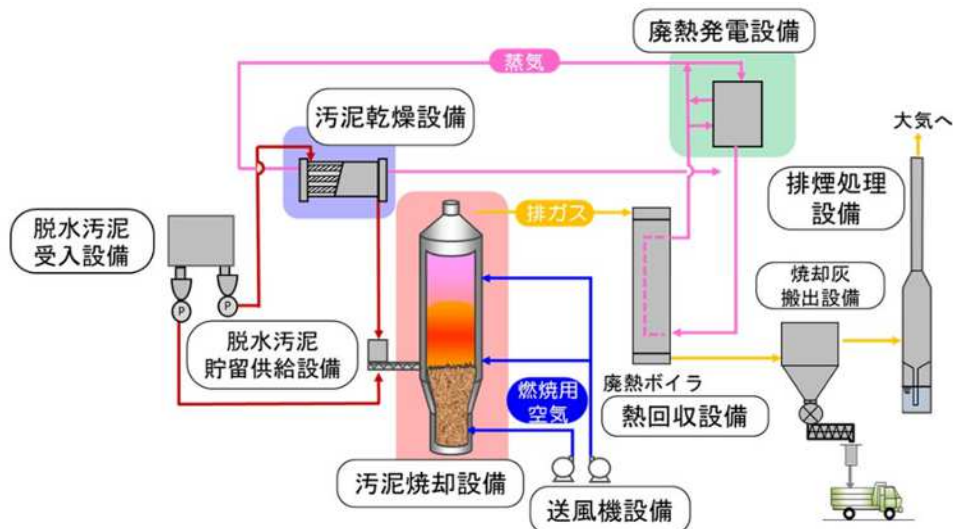
● 衣浦西部浄化センター（共同 1 号炉）における下水汚泥のエネルギー利用	建設局
---------------------------------------	-----

取組内容 ・衣浦西部浄化センター（半田市）において、焼却廃熱を利用する下水汚泥焼却炉を設置し、補助燃料や購入電力量を削減する。

設備概要 ・常滑市、東海市及び知多市の 3 市の単独公共下水道と県内流域下水道の下水処理場で発生する汚泥を共同処理する焼却炉（処理能力 150 t /日）を衣浦西部浄化センターに設置予定。
・汚泥乾燥設備
焼却廃熱を回収して得た蒸気で汚泥を乾燥するシステムの導入により、汚泥が燃えやすくなるため、焼却に必要な補助燃料（都市ガス）が不要（使用量ゼロ）。
・廃熱発電設備
焼却排ガスの廃熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気を利用する廃熱発電システムの導入により、焼却炉の消費電力量を 100%補うことが可能。

経緯 ・2023 年度事業着手。
・2028 年度から焼却廃熱を利用した焼却炉の運転開始予定。

データ ・焼却廃熱で乾燥するシステムにより、都市ガスの年間使用量約 277 千 Nm³が削減される。
・廃熱発電設備は焼却炉の使用電力以上を発電し、余剰分の電力を下水処理場内の施設で使用する。



下水汚泥焼却炉のシステム

4 その他のエネルギー源の活用

- 洋上風力発電や災害時における電動車等による電力供給、廃熱回収・再生可能エネルギー熱の利用など多様なエネルギー源の活用について、引き続き取り組んでいく。

● 洋上風力発電（浮体式実証）の県内実証海域における事業支援	経済産業局
--------------------------------	-------

取組内容

- ・田原市・豊橋市沖で実証を実施する事業者に対して海域利用者との調整状況や拠点となる港湾に関する情報を提供し、事業計画がスムーズに進められるよう協力している。
- ・環境アセスメントや海域の占用許可等、県の各局が所管する内容については、県として横断的な体制で臨み、スムーズに検討が進むように後押ししていく。

事業内容

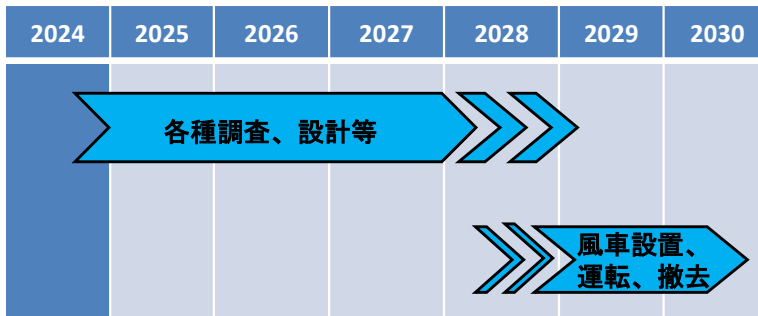
- ・2030年度までに浮体式洋上風力を国際競争力のある価格で商業化する技術を確立するため、発電事業者を巻き込んで、システム全体として関連技術を統合した実証を国（NEDO）が行うもの。
- ・本県の「田原市・豊橋市沖」が実証海域の1つとして選定されている。
- ・実証海域の概況
 - 面積：約 13.06km²（1,306ha）
 - 風況：8.5m/s～9.0m/s
 - 水深：約 80m～130m
 - 離岸距離：約 14km～18km
- ・想定出力：15MW 超（1基）

経緯

- ・2023年3月：県から国（資源エネルギー庁）に対して「田原市・豊橋市沖」をグリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」フェーズ2（浮体式実証）の実施候補区域として情報提供。
- ・2023年10月：「田原市・豊橋市沖」が全国4箇所の候補海域のうちの1つとして選定される。
- ・2024年6月：4箇所の候補海域の中から、最終的に2箇所の実証海域と事業者が決定され、本県の田原市・豊橋市沖の実証海域で株式会社シーテックを幹事会社とするコンソーシアムが実証事業者として選定された。
- ・2025年1月：愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続に着手。

【スケジュール（想定）】

（年度）



【位置図】



NEDO「NeoWins（洋上風況マップ）」をもとに作成

【イメージ】



カナデビア株式会社提供

取組内容

- ・ 停電している避難所へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

経緯

- ・ 経済産業省において、災害時の非常用電源としての電動車の活用促進について、国の防災基本計画への反映が検討され、2020年5月修正に反映された。
- ・ 2020年1月に締結した「愛知県地区トヨタ販売店、トヨタレンタリース店、トヨタホーム店及びトヨタ自動車株式会社との地域活性化に関する包括連携協定」において、実施若しくは実施に向けて検討していく取組の一つに「電動車（試乗車）を活用した災害時給電」が盛り込まれた。
- ・ 2020年3月に改訂した愛知県地域強靱化計画の推進方針に上記取組を記載。
- ・ 2020年7月に修正した愛知県地域防災計画に、電動車等の活用について記載。
- ・ 2021年6月、大規模な自然災害が発生した場合に、円滑な災害応急対策を実施するため、三菱自動車工業株式会社及び西日本・北愛知・名南・西尾張の各三菱自動車販売株式会社と、「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結。
- ・ 2023年4月、災害時に停電した被災市町村の避難所等の生活環境の確保を図るため、トヨタ自動車株式会社等と、包括連携協定に基づき、避難所等に外部給電可能な車両を派遣する取組を新たに行うこととし、同年7月に県内市町と連携して訓練を実施した。
- ・ 2025年12月、株式会社ホンダモビリティ中部と、災害時に避難所等へ電動車両等を貸与する等の協力業務を含んだ「災害時における電動車両等の支援に関する協力及び徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結。

柱3
(横断的な取組)

エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発
及び産業化の推進

- 省エネ、創エネ、蓄エネに関する取組を総合的に進めるとともに、先進技術の研究開発や産業化を推進する。

柱3 目次

1 エネルギー対策の総合的な推進	
・矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクトの推進	26
2 エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等	
（研究開発・実証実験の支援）	
・「知の拠点あいち」における新エネルギー等の実証研究の推進	28
・低炭素水素モデルタウン実証事業の実施	29
・水素・アンモニアを燃料とする工業炉の活用促進	30
・新たな分野の水素需要創出	31
・産業競争力強化減税基金を活用した研究開発・実証実験に対する補助（新あいち 創造研究開発補助金）	31
（次世代エネルギー技術の普及啓発及び社会実装の推進）	
・「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」の運営	32
・中部圏低炭素水素サプライチェーンの構築・拡大の推進	33
・低炭素水素サプライチェーンの構築に取り組む事業者への支援	35
・水素サプライチェーン構築に取り組む事業者への支援	35
・次世代バッテリーに関する取組の推進	36
・ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクトの推進	37
・地産池消 SAF サプライチェーン構築プロジェクトの推進	38
・物流脱炭素化プロジェクトの推進	39
・名古屋港湾における水素化の推進	39
・県内3港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組	40
3 ゼロエミッション自動車の普及促進	
・EV、PHV 及び FCV を対象とした自動車税種別割の課税免除	41
・充電インフラの整備促進	42
・水素ステーションの整備費及び需要創出活動費に対する補助	42
・燃料電池商用車の導入事業者等に対する補助	43
・燃料電池トラック・バス・タクシーを導入した事業者等への水素と従来燃料の差額 及び燃料電池トラックの有料道路利用料に対する補助	43

1 エネルギー対策の総合的な推進

- 矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクトの推進や、知事を本部長とする愛知県電力・エネルギー対策本部の運営、電力・エネルギー政策パッケージの作成などにより、エネルギー対策に総合的に取り組んでいく。

● 矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクトの推進	建設局 農林基盤局 企業庁
-----------------------------	---------------------

取組内容 ・矢作川流域・豊川流域をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す。

経緯 ・2021年7月に開催された第1回「あいちカーボンニュートラル戦略会議¹²」において、事業化すべきプロジェクトとして選定。
・2021年9月から西三河地域を対象に「矢作川カーボンニュートラルプロジェクト」として着手。
・2023年度からは東三河地域を対象に加え、三河全域で「矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクト」として展開。
・2024年8月に閣議決定された国の「水循環基本計画」に、流域一体でのカーボンニュートラルの取組の先進事例として掲載。
・知事を会長とする「矢作川・豊川カーボンニュートラル推進協議会」を中心に流域の関係者が連携して既存の枠組みにとらわれずに検討を深め、熟度の高まったものから順次事業化するとともに、先進的な取組の成果を全国に発信。

【主な施策】

- ・矢作川浄化センター等において自家消費型の太陽光発電の導入
- ・幸田町に整備中の菱池遊水地における太陽光発電施設の導入
- ・木瀬ダムにおける小水力発電施設の導入
- ・豊橋浄水場再整備等における太陽光発電施設等の導入及び省エネ対策の推進
- ・衣浦西部浄化センターにおける焼却廃熱を利用する污泥焼却炉の導入
- ・水インフラの空間をフィールドとした民間の技術開発支援

¹² カーボンニュートラルの実現に向けて、「あいち地球温暖化防止戦略2030」の取組を加速するため、2021年6月に設置。学識経験者で構成され、企業・団体から提案されたカーボンニュートラルの実現に資するアイデアのうち、事業化すべきアイデアを選定することにより脱炭素プロジェクトの創出を図る。



水循環とカーボンニュートラル（CN）の関係

2 エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等

- 「知の拠点あいち」における新エネルギー等の実証研究の推進や、水素やアンモニアの社会実装に向けたサプライチェーンの構築・拡大の推進、事業者に対する支援などに引き続き取り組んでいく。

研究開発・実証実験の支援

● 「知の拠点あいち」における新エネルギー等の実証研究の推進 | 経済産業局

取組内容 ・新エネルギー分野を含む次世代成長分野等の技術の実用化に向けた実証研究を支援するため、「知の拠点あいち」（豊田市）において実証研究フィールドを県内企業等へ提供。

制度概要 ・対象者（①又は②に該当する者）
①重点研究プロジェクトに参画し又は参画した実績がある者
②本県の産業科学技術の推進及び産業振興の観点から、エリアで実証実験を実施することについて、県が適当と認めた者

- ・利用可能な施設
実証研究エリア
- ・実証研究の対象分野
次世代成長分野等及びこれらを利活用するもの
- ・実証研究の期間
1年以内（最大5年まで延長可能）
- ・費用負担
実証研究設備の設置及び撤去に要する費用は、全て実証研究実施者の負担。電気・ガス・水道は、使用量に応じて実証研究実施者が実費を負担

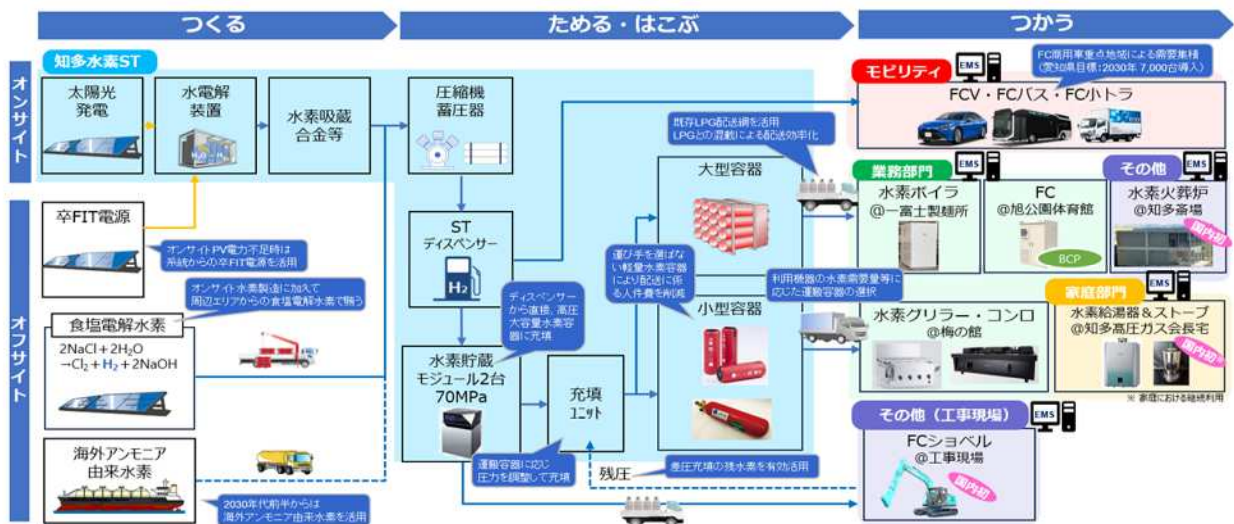
経緯 ・2016年3月、中部臨空都市（常滑市）に設置していた新エネルギー実証エリアを「知の拠点あいち」へ移転。
・2021年度、対象分野を新エネルギー分野を含む次世代成長分野等に拡大し、名称を「実証研究エリア」に変更。
・2026年2月末現在、実証研究なし。



実証研究エリア

取組内容 ・水素ステーション（以下「水素ST」という）を拠点にした、街利用向け低炭素水素サプライチェーンの確立を目指した実証事業を行う。

事業概要 ・知多水素STを拠点に、地域資源を活用して製造・調達した低炭素水素を、既存の液化石油ガス（LPG）配送網や各種新型水素容器を利用し、モビリティをはじめ街利用分野の様々な需要先へ効率的に供給する実証事業を行う。
 ・街利用における新たな水素需要の創出等によるサプライチェーンの構築に加え、水素供給の低コスト化・水素STの自立化に向けた検証を行う。



知多水素STを拠点としたモデルタウン実証事業

取組内容

- ・脱炭素燃料工業炉に関する情報共有や各種課題（焼成技術、燃料調達方法、安全性、経済性等）の検討を図るとともに、常滑窯業試験場に水素やアンモニアを燃料とする試験工業炉の整備を行う。
- ・地域企業の依頼試験や相談対応等を通じ、脱炭素燃料工業炉の活用促進を図る。

事業概要

- ・2024年度、あいち脱炭素燃料工業炉研究会を始動。
常滑窯業試験場に水素を燃料とする試験工業炉（金属製品用、セラミック製品用）の整備。
- ・2025年度から、整備した水素工業炉を活用した依頼試験や技術相談等の対応。



低温用水素工業炉
（金属製品用）



高温用水素工業炉
（セラミック製品用）

常滑窯業試験場に整備された水素工業炉

● 新たな分野の水素需要創出【新規】	経済産業局
--------------------	-------

取組内容 ・ 内陸部において新たな分野での燃料電池等の次世代エネルギー技術を活用し、地域特性に応じた水素利活用モデルの構築実証を行う。

データ ・ 2026年度は、農業分野を想定した実証を1件実施予定。

● 産業競争力強化減税基金を活用した研究開発・実証実験に対する補助（新あいち創造研究開発補助金）	経済産業局
--	-------

取組内容 ・ 環境・新エネルギーやカーボンニュートラルなど、今後の成長が見込まれる分野等（次世代成長分野等）において、企業等が行う研究開発や実証実験に対する補助。

制度概要

- ・ 補助対象
 中小企業（採択実績がない又は原則創業10年未満の場合はスタートアップ・トライアル枠も可）、中堅企業、大企業、市町村（実証実験のみ）
- ・ 補助率
 中小企業：2/3以内
 中堅企業及び市町村：原則1/2以内
 大企業：原則1/3以内
- ・ 補助限度額
 1億円（スタートアップ・トライアル枠は、1,000万円）

経緯 ・ 2012年度、「産業空洞化対策減税基金」を原資として補助制度を創設。（2025年4月から「産業競争力強化減税基金」に改称）

データ ・ 2025年度は、環境・新エネルギー分野で11件、カーボンニュートラル分野で8件を採択。

次世代エネルギー技術の普及啓発及び社会実装の推進

● 「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」の運営

経済産業局

取組内容 ・地域の行政や経済団体、企業で構成する「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」において、水素・アンモニアのサプライチェーン構築及び利活用を推進する普及啓発等を実施。

経緯

- ・2022年2月に愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋商工会議所、(一社)中部経済連合会、中部経済同友会及び中部圏水素利用協議会と、「中部圏における大規模水素社会実装の実現に向けた包括連携協定」を締結。
- ・2023年3月に中部圏における水素及びアンモニアの社会実装を目指した取組の方向性を示すビジョン「中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョン」を策定。
- ・2025年3月に「2030年に向けた水素・アンモニアサプライチェーン推進案件」を共有。
- ・中部圏で水素やアンモニア等のサプライチェーン構築を目指す企業47社と「水素やアンモニア等のサプライチェーン構築に向けた相互協力に関する基本合意書」を締結。

構成機関

行政 (18)	中部経済産業局、中部地方整備局、中部地方環境事務所、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、碧南市、豊田市、東海市、知多市、日進市、田原市、みよし市、恵那市、四日市市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合
経済団体 (3)	名古屋商工会議所、(一社)中部経済連合会、中部経済同友会
民間等 (3)	中部圏水素利用協議会、(株)JERA、特別民間法人高压ガス保安協会



取組内容 ・再生可能エネルギーを活用してCO₂の排出が少ない低炭素水素を製造・輸送・利用する低炭素水素サプライチェーンの構築・拡大を、産・学・行政が一体となって推進。

事業概要 ・低炭素水素サプライチェーンの取組を中部圏（岐阜・愛知・三重の3県）各地に展開していくため、岐阜県・三重県及び名古屋市とも連携し、産・学・行政で構成する「中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議」において、課題の解決策等を検討。新規プロジェクトの事業化を支援するとともに、低炭素水素サプライチェーンの取組を中部圏各地へ展開。

・再生可能エネルギー電気¹⁴又はバイオガス（若しくはその環境価値¹⁵）から製造された水素及び再生可能エネルギー（又は環境価値）による食塩水の電気分解により苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）及び塩素を製造する過程において副次的に生産される水素¹⁶を低炭素水素として認証する制度を運用。

・新聞広告やイベントへの出展により、認定企業の取組等について情報発信し、県民や事業者を対象とした水素エネルギーの啓発を実施。

・低炭素水素を認証・情報発信する仕組みは全国初の取組。

経緯 ・2016年度から、低炭素水素サプライチェーンの構築・事業化に向けた検討や関係者との調整を開始。

・2018年度は、水素社会の実現に向けて地域全体で共有すべき目標像（あいち低炭素水素サプライチェーン2030年ビジョン）及びその実現に向けたロードマップを策定するとともに、低炭素水素の認証制度を開始。認定プロジェクトとして「知多市・豊田市再エネ利用低炭素水素プロジェクト」を供用開始したほか、「セントレア貨物地区水素充填所プロジェクト」、「豊田自動織機高浜工場再エネ利用低炭素水素プロジェクト」が始動。

・2019年度は、第4弾の認定プロジェクト「トヨタ自動車元町工場太陽光水電解水素ステーションプロジェクト」が始動。

・2020年度は、県民や事業者を対象とした「低炭素水素シンポジウム」をオンライン開催し、水素エネルギーの啓発を実施。第5弾の認定プロジェクト「トヨタ自動車大口第2部品センター太陽光水電解水素ステーションプロジェクト」が始動。

・2021年度は、第6弾の認定プロジェクト「東邦ガス水素ステーション豊田市産他再エネ価値利用水素供給プロジェクト」が始動。

・2022年度は、低炭素水素認証制度の対象範囲を中部圏（岐阜、愛知、三重の3県）に拡大するための検討を実施。

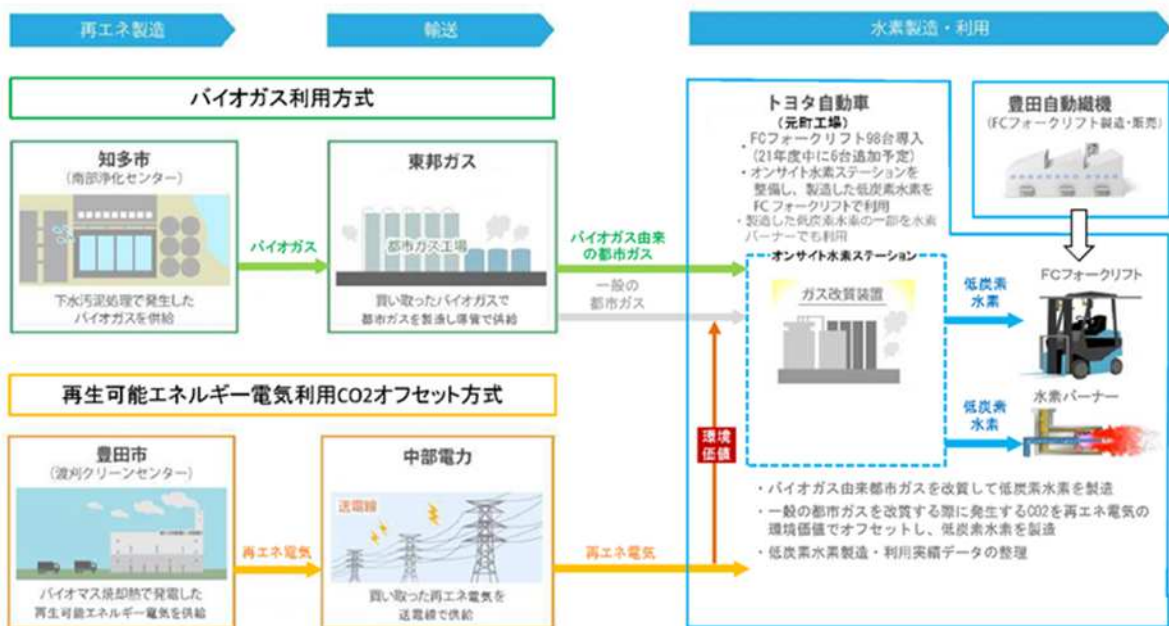
¹³ 製造、輸送及び利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素。

¹⁴ 対象とする再生可能エネルギー電気の例（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電）。

¹⁵ 対象とする環境価値の例（J-クレジット、グリーン電力証書、再生可能エネルギー電気の環境価値）。

¹⁶ 苛性ソーダ等の製造に伴う副生水素は、低炭素水素の生産量を一定数倍に補正。

- 2023年度は、4月に低炭素水素認証制度の対象範囲を中部圏に拡大し、「中部圏低炭素水素認証制度」へと改称。第7弾の認定プロジェクト「元町工場太陽光アルカリ水電解水素製造プロジェクト」、第8弾の認定プロジェクト「ブラザー工業瑞穂工場水素吸蔵合金グリーン水素充填・配送プロジェクト」が始動。
- 2024年度は、第9弾の認定プロジェクト「明治電機工業豊田支店再エネ由来水素利活用プロジェクト」が始動。
- 2025年度は、第10弾の認定プロジェクト「位田モータース 一般消費者向け自動車用非化石水素製造プロジェクト」、第11弾の認定プロジェクト「鈴木商館 高圧機器部水素充填所プロジェクト」、第12弾の認定プロジェクト「ジェイテクト花園工場 グリーン水素地産地消プロジェクト」が始動。



知多市・豊田市再エネ利用低炭素水素プロジェクトの概要図

● 低炭素水素サプライチェーンの構築に取り組む事業者への支援	経済産業局
--------------------------------	-------

取組内容 ・中部圏においてこれまで支援してきた、低炭素水素サプライチェーンの構築を支援し、中部圏における「仲間づくり」を一層促進するとともに、「低炭素水素製造量の増加」を達成することにより対象のプロジェクトを奨励し、奨励金や記念品といった副賞を支給する奨励制度を設けることで、認定企業の意欲向上を図る。

事業概要 ・内容：前年度の低炭素水素製造量に応じて奨励金を支給。
ただし、低炭素水素製造量が前々年度から増加している場合に限る。新規認定企業は低炭素水素製造量が純増しているため、初年度から支給の対象とする。
・支援額：低炭素水素製造コスト（475 円/m³N）の 1/2 または 500 万円のどちらか低い方
・回数：2025 年度～2030 年度で最大 3 回/認定プロジェクト
・実績：2025 年度は 5 つのプロジェクトが奨励対象となった。

● 水素サプライチェーン構築に取り組む事業者への支援【新規】	経済産業局
--------------------------------	-------

取組内容 ・愛知県内での水素等の大規模なサプライチェーン構築に向けて、企業の検討を推し進める呼び水となる事業化可能性調査を支援。

事業概要 ・調査内容
供給場所、年間水素供給量、CI¹⁷値、販売価格、製造・調達方法、供給方法、プラント図面素案、必要となる整備費、必要となる国等の支援、必要となる規制緩和、スケジュール など
・補助率
2/3 以内
・補助限度額
2,000 万円
・採択件数
5 件程度

¹⁷ Carbon Intensity（炭素強度）の略。水素を製造・供給する過程で、1 kg の水素を得るために排出される CO₂ の量（kg-CO₂/kg-H₂）を示す指標。

取組内容

- ・あいち次世代バッテリー推進コンソーシアムを中核に、研究・実証、人材育成、製造拠点等の集積に向けた事業を実施する。

経緯

- ・2023年11月、「愛知県次世代バッテリーに関する研究会」を設置し、今後展開すべきバッテリー産業の育成施策について検討。
- ・2024年12月、愛知県の強みを活かして活発に研究・技術開発を行い、電池イノベーションの創出を図るため、知事を会長として、産学行政が参画する「あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム」を設立。

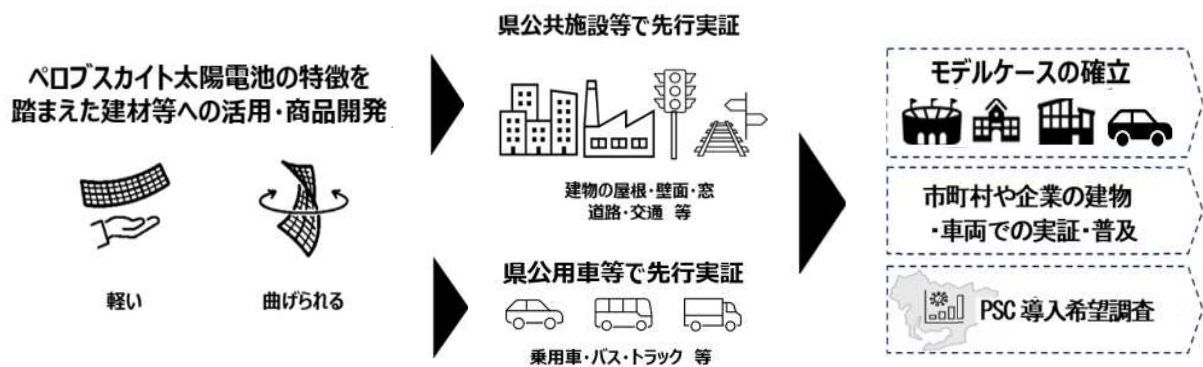
アドバイザリーボード（愛知県次世代バッテリーに関する研究会を改称）

大学・研究機関等(5)	(一財) 電気安全環境研究所 顧問 辰巳 国昭 氏 東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 教授 金村 聖志 氏 (国研) 物質・材料研究機構 フェロー 高田 和典 氏 名古屋大学大学院工学研究科 教授 入山 恭寿 氏 名古屋大学未来社会創造機構 客員教授 佐藤 登 氏
企業(6)	(株) デンソー、トヨタ自動車(株)、 日本ガイシ(株)、日本特殊陶業(株)、 パナソニック エナジー(株)、古河電池(株)
アナリスト(1)	(同) デロイト トーマツ
行政(2)	中部経済産業局、愛知県



取組内容 ・薄型・軽量という特徴から、従来設置困難であった場所（壁面、耐荷重の低い屋根等）での活用可能性を有するペロブスカイト太陽電池（PSC）¹⁸について、公共施設や民間施設において幅広く実証導入し、全国に先駆けて社会実装する。

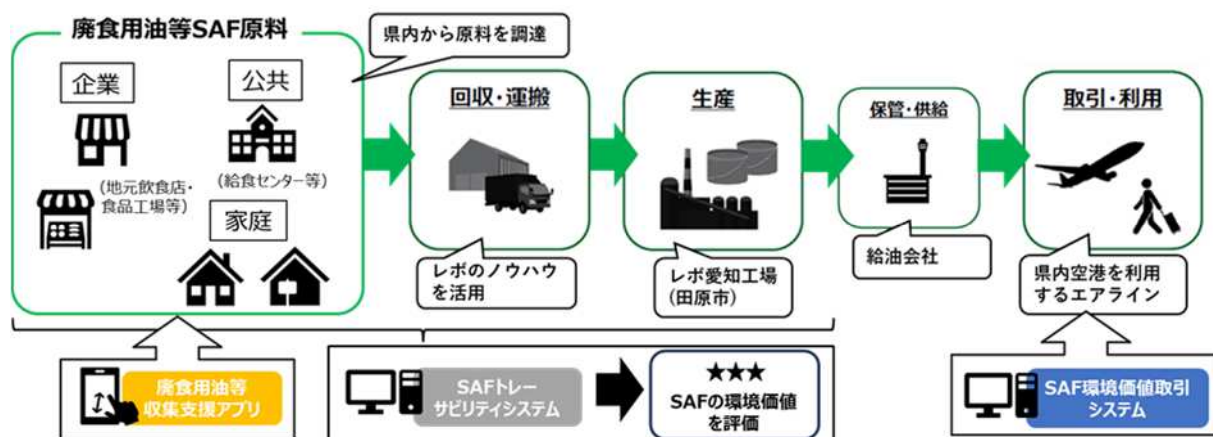
事業概要 ・PSC 開発メーカー、建設・施工・メンテナンス業者、住宅・建材メーカー等が参画する「あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会」を設置し、社会実装に向けての課題の整理、対応策の検討、県・市町村や民間施設における実証、モデルケースの確立、各種調査等を実施。
 ・県庁西庁舎に PSC を設置（県内公共建築物では初）し、発電量や発電効率等を検証する実証事業を開始（2026 年 2 月から 2028 年 2 月頃まで（予定））。



¹⁸ Perovskite Solar Cell の略。ペロブスカイトという結晶構造を用いた太陽電池で、従来のシリコン系太陽電池と比べて軽量で柔軟性に優れる。

取組内容 ・地域から回収した廃食用油等から SAF¹⁹を製造、供給、利用する地産地消 SAF サプライチェーンを目指す取組を支援する。併せて、SAF サプライチェーンの CO₂ 排出量を可視化するトレーサビリティシステムや、SAF の製造工程を含めた CO₂ 削減効果を評価する認証制度の創設等を検討し、環境負荷の低い SAF の利用促進や SAF 製造業者等の本地域への新規参入等を促す。

事業概要 ・企業や市町村等が参画する「あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会」の設置・運営支援、廃食用油等原料回収スキームの構築、SAF サプライチェーン支援システム構築、廃食用油回収インセンティブ検討、SAF グレード認証制度設計等の支援を実施。



¹⁹ Sustainable Aviation Fuel の略。持続可能な航空燃料。廃棄物等を原料とするジェット燃料で従来のジェット燃料と比較して 60~80%の CO₂ 削減効果がある。

取組内容

- ・弁当の配送や、容器・調理くずをリサイクルする際の物流において、燃料電池トラックを活用して脱炭素化を図る取組を支援し、物流脱炭素化のモデルを構築すると共に、このモデルを横展開し、荷主と運輸事業者等が連携した物流脱炭素化を推進する。

事業概要

- ・荷主・運輸事業者等が参画する「あいち物流脱炭素化推進会議」の設置、幅広く横展開するためのモデルスキームの構築、県内の荷主・運輸事業者等の燃料電池トラックの導入需要の掘り起こし、取りまとめ等の支援を実施。



取組内容

- ・名古屋港は、日本一の貨物量を取り扱う港湾物流拠点として、多くのトラックやクレーンなどの荷役機械が稼働していることから、これらの動力を水素化することは、カーボンニュートラルの実現に向けた大きな貢献につながる。
- ・そこで、まずは荷役機械等の水素化に対応するため、移動式の水素充填車など、水素供給インフラの開発費用の一部を新たに支援する。

事業概要

- ・補助率
1/4以内
(2026年度公募予定の国の補助事業(補助率2/3)の上乗せ補助を想定。)

● 県内 3 港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組

都市・交通局

取組内容 ・脱炭素社会の実現に貢献するため、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、「港湾脱炭素化推進計画」に基づき、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）の形成に向けた取組を推進する。

経緯 ・2021年1月、名古屋港が国のCNP検討対象港湾に選定され、自動車メーカーやエネルギー関連企業、商社などの民間事業者を始め、愛知県、名古屋市、地元経済団体、港湾関係者などで構成する「名古屋港CNP検討会」（事務局：国・名古屋港管理組合）を設置し、検討を実施。

・2022年6月、「名古屋港CNP形成基本構想」を公表。2022年7月、「名古屋港CNP形成協議会」を設置し、同基本構想を踏まえ、2023年3月に名古屋港CNP形成計画を策定した。

・2022年12月に「港湾法の一部を改正する法律」が施行され、この中で、港湾における脱炭素化の推進のため、港湾脱炭素化推進計画の作成が規定された。これを受けて、名古屋港、衣浦港、三河港において「港湾脱炭素化推進協議会」を2023年に設置し、2024年3月に、港湾脱炭素化推進計画を策定した。

・2025年3月、名古屋港港湾脱炭素化推進計画を一部変更。

3 ゼロエミッション自動車の普及促進

- EV、PHV 及び FCV を対象とした自動車税種別割の課税免除や充電インフラの整備促進、水素ステーションの整備や燃料電池トラック・バス・タクシーを導入した事業者等に対する補助などに引き続き取り組んでいく。

● EV、PHV 及び FCV を対象とした自動車税種別割の課税免除	総務局 環境局
------------------------------------	------------

取組内容 ・EV、PHV 及び FCV を対象とした自動車税種別割の課税免除。

制度概要

- ・対象車
2020年4月1日から2027年3月31日までの間に新車新規登録を受けたEV、PHV 及び FCV
- ・軽減期間及び軽減額
新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除

車種		EV、FCV	PHV (排気量 1.8l の場合)
年額		25,000 円	36,000 円
課税 免除	新車新規登録 年度の月割分	最大 22,900 円 (4 月登録の場合)	最大 33,000 円 (4 月登録の場合)
	翌年度からの 5 年度分	125,000 円 (25,000 円×5 年)	180,000 円 (36,000 円×5 年)
	合計	最大 147,900 円	最大 213,000 円

経緯

- ・2011 年度に本県独自の制度として創設。
- ・2013 年度に 3 年間延長。
- ・2016 年度に 2 年間延長。
- ・2018 年度に 2 年間延長。
- ・2020 年度に 2 年間延長。
- ・2022 年度に 2 年間延長。
- ・2024 年度に 2 年間延長。

データ ・県内の EV、PHV 及び FCV の登録台数は、計 58,531 台で全国トップクラス（2025 年 3 月時点）。

取組内容

- ・集合住宅や工場・事務所、商業施設、宿泊施設等にEV、PHVの充電設備を設置する者を対象とする補助を実施。

制度概要

- ・補助対象施設
基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設（戸建住宅、個人宅に付随する施設、国及び地方公共団体が所有する施設は除く）
補助対象施設の例 集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設、自治会集会所、月極駐車場等
- ・補助対象設備
普通充電：普通充電器、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント
急速充電：急速充電器
- ・補助率・補助上限額
補助対象設備の購入費の1/4
普通充電：補助上限額 175 千円
急速充電：補助上限額 1,250 千円
- ・1 施設当たりの設置上限
普通充電：駐車区画の10%又は10口の小さい方
急速充電：1 基

経緯

- ・2024 年度に補助制度を創設（名称「充電インフラ整備促進費補助金」）。

取組内容

- ・県内に設置する水素ステーションの整備費及び需要創出活動費に対する補助。

制度概要

- ・水素ステーションの整備費に対する補助
補助率最大 1/3（国 2/3 補助の場合、国・県合わせて最大 1/1）
- ・需要創出活動費に対する補助
土地賃借料等を最大 1,000 万円補助
- ・水素トレーラーの整備費に対する補助
補助率 2/3

経緯

- ・2015 年度に補助制度を創設。
- ・2016 年度から 2019 年度まで、燃料電池産業車両用水素供給設備の整備費についても補助対象。
- ・2025 年度に水素トレーラーの整備費を補助対象に追加。

データ

- ・県内の水素ステーションは、営業準備中も含め全国 1 位の 33 か所（2026 年 1 月末時点）。

● 燃料電池商用車の導入事業者等に対する補助【拡充】

経済産業局

取組内容

- ・燃料電池トラック・バス・タクシーの導入事業者に対し、導入経費の一部を補助。

制度概要

- ・補助対象事業者
県内に使用の本拠を置く燃料電池商用車の導入事業者
- ・補助率
燃料電池大型トラック
車両本体価格（リース料含む）と通常車両価格（リース料含む）との差額全額
燃料電池小型トラック
車両本体価格（リース料含む）と通常車両価格（リース料含む）との差額の 1/6（市町村等の場合は 1/8）
燃料電池バス
車両本体価格（リース料含む）と通常車両価格（リース料含む）との差額の 1/3（大企業、市町村等の場合は 1/4）
燃料電池タクシー
3,500 千円（定額）

経緯

- ・2026 年度に燃料電池トラックに対する補助を拡充するとともに、燃料電池タクシーに対する補助を追加。

● 燃料電池トラック・バス・タクシーを導入した事業者等への水素と従来燃料の差額及び燃料電池トラックの有料道路利用料に対する補助【拡充】

経済産業局

取組内容

- ・県内に使用の拠点を置く燃料電池トラック・バス・タクシーの事業者等を対象に水素と従来燃料との差額に対する補助及び燃料電池トラックの有料道路利用料に対する補助を行い、燃料電池商用車の導入を促進。

制度概要

- ・水素と従来燃料との差額に対する補助（トラック・バス）
補助額 差額の 1/2 相当（定額）
- ・水素と従来燃料との差額に対する補助（タクシー）
補助額 差額の 1/1 相当（定額）
- ・燃料電池トラックの有料道路利用料に対する補助
補助率 1/2

経緯

- ・2025 年度に補助制度を創設。
- ・2026 年度にタクシーの燃料差額に対する補助及び燃料電池トラックの有料道路利用料に対する補助を追加。